

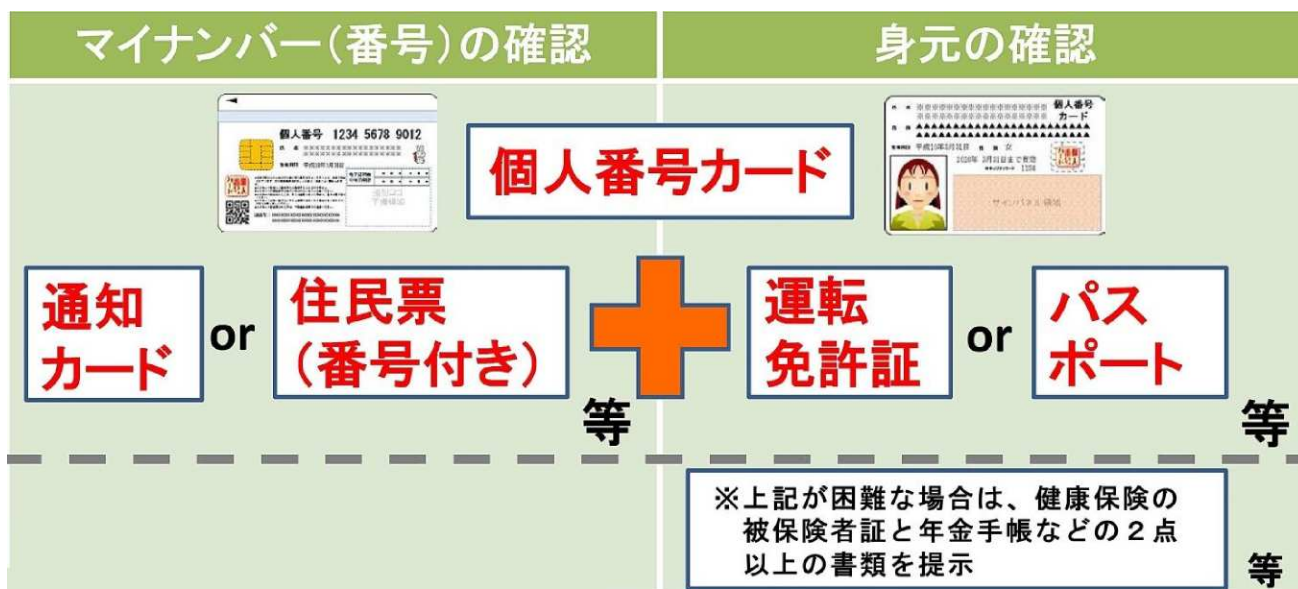
平成28年1月から下市町役場での各種手続きにマイナンバー(個人番号)の提示及び申請書類への記載が必要になります。

1. マイナンバーの提示及び申請書類へのマイナンバーの記載が必要な事務

住民保険課	国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する事務
健康福祉課	介護保険、障害福祉、生活保護、児童福祉、母子保健に関する事務
税務課	税に関する一部の申告・申請等(継続検査用の軽自動車納税証明書を除く)

その他、番号法に定められた国や県の申請手続き時又は雇用されている会社、口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社等から、社会保障や税の手続のためにマイナンバーの提示を求められる場合もあります。

2. 上記事務の申請にあたっては、マイナンバー(個人番号)の確認できる書類の提示と本人確認の書類の提示が必要になります。



マイナンバー(個人番号)の確認 + 身分証明書による本人確認
 ※具体的な種類については、裏面をご覧ください

※マイナンバーの記載された申請書類を代理人が持参する場合は、上記の書類に加えて代理人の本人確認書類が必要です。

問い合わせ

下市町役場 電話：0747-52-0001

(各事務でのマイナンバーの提示・記載については、担当課までお問い合わせください)

担当課：住民保険課・健康福祉課・税務課

1. 確認書類の提示について

マイナンバー（個人番号）の確認 （Aに記載の書類）	+	身分証明書による本人確認 （B欄の書類若しくはC欄の書類）
------------------------------	---	----------------------------------

の提示が必要となります。

2. 本人確認書類について

マイナンバー（個人番号）の確認	
A	通知カード若しくは個人番号カード ※個人番号カードは、顔写真の貼付があり、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されているので、下記の本人確認書類と兼ねることができます。

+

身分証明書による本人確認 （※いずれも有効期間が <u>過ぎていないもの</u> に限ります。）	
	いずれか 1点 （顔写真の貼付あり）
B	運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、戦傷病者手帳、住民基本台帳カード（顔写真あり）、船員手帳、海技免状（操縦免許証）、小型船舶免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証を含む）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、その他公の機関又は公益法人の発行する資格者証・登録証・会員証等（顔写真が貼付されているものに限る）
	いずれか 2点 （顔写真の貼付なし）
C	各種医療保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、印鑑登録カード、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、会社の身分証明書、その他公の機関又は公益法人の発行する資格者証・登録証・会員証等